⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：円、人）

| 区分 | | 報酬又は給与 | | 退職給付 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | 常勤 | (91,201,252)<br>91,201,252 | 7 | (—)<br>— | — |
| | 非常勤 | (—)<br>5,609,550 | 2 | (—)<br>— | — |
| | 計 | (91,201,252)<br>96,810,802 | 9 | (—)<br>— | — |
| 教職員 | 常勤 | (13,537,911,139)<br>13,904,533,435 | 2,037 | (1,412,617,275)<br>1,412,617,275 | 139 |
| | 非常勤 | (—)<br>6,048,729,689 | 2,013 | (—)<br>1,293,773 | 11 |
| | 計 | (13,537,911,139)<br>19,953,263,124 | 4,050 | (1,412,617,275)<br>1,413,911,048 | 150 |
| 合計 | 常勤 | (13,629,112,391)<br>13,995,734,687 | 2,044 | (1,412,617,275)<br>1,412,617,275 | 139 |
| | 非常勤 | (—)<br>6,054,339,239 | 2,015 | (—)<br>1,293,773 | 11 |
| | 計 | (13,629,112,391)<br>20,050,073,926 | 4,059 | (1,412,617,275)<br>1,413,911,048 | 150 |

㈱1．人件費の定義

常勤職員とは、「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）に基づく、「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、「常勤職員」、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことです。

2．支給額欄には、承継職員等に係る支給額を内数にて（　）書きしております。

3．役員に対する報酬等及び教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要

役　員：　学長　　基本給月額　1,129,000円

理事　　基本給月額　720,000円～834,000円

理事（非常勤）　基本給月額　300,000円

監事　　基本給月額　720,000円

監事（非常勤）　基本給月額　200,000円

常勤役員については、基本給のほか、該当者に対し特別都市手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別給を支給しております。

非常勤役員については、基本給のほか、通勤手当を支給しております。

なお、平成24年７月より、上記基本給、特別都市手当、広域異動手当及び期末特別給については各支給額から9.77％を減じて支給しております。

退職手当の額は、在職期間１月につき、退職の日におけるその者の基本給月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た金額を支給しております。ただし、この計算中「100分の87」について、平成25年１月１日から平成25年９月30日までの退職については「100分の98」、平成25年10月１日から平成26年６月30日までの退職については「100分の92」と読み替えて計算します。